

わずか数ヵ月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となった「新型コロナウイルス感染症」は、感染拡大防止対策として行ったイベント等の自粛や突然の学校臨時休業、博物館など公共施設の臨時休館などで、経済的、文化的に甚大な打撃をもたらしました。それは市民生活にも大きな影響を及ぼし不安と混乱を招いています。さらに、パートや派遣社員など非正規で働く人たちの雇用の不安が高まり、新卒者の内定取り消しなどの問題も浮上してきています。政府は、国民への現金や商品券の支給のほか、中小企業への支援など大規模な2020年度補正予算を編成し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策を行うことを検討しています。福岡市も今後、顕在化するであろう諸課題に対して、補正予算編成など柔軟な対応が迫られます。国の専門家会議の見解を踏まえ、学校休業は延長せず、3月21日以降の図書館など一部施設の閉館が解除され、賑わいを取り戻しつつありますが、未だ感染拡大が懸念され依然として予断を許さない状況が続いています。

福岡市議会議員 いけだ良子



### 2020年度予算案・条例案に対する、いけだの質疑

#### 教員の時間外勤務は「月45時間まで」

教職員の長時間労働は、今や社会問題となっています。これまで、教職員は**給特法**※によって、いくら時間外勤務をしても残業代が支払われない上に、時間外業務も際限のない状況にありました。しかし、昨年12月に「給特法」改正が行われ、残業代は支払われませんが**「月45時間、年360時間」と時間外勤務時間に上限**が設けられました。これが絵に描いた餅とならないよう、客観的な勤務時間の管理や、部活動、土・日業務も在校時間に含まれること、持ち帰りが生じないよう業務の削減に取り組むこと、保護者・地域への周知など、22項目に渡って教育長に質しました。しかし、働き方の抜本的な改革は、教職員定数の増員と給特法の廃止です。子どもたちの豊かな学びと教職員の健康を確保するために、発信し続けます。



**教育長** 様々な取り組みを進め、教育委員会及び学校が一体となって、教員が子どもたちに深く関わり、指導に専念できる環境づくりを推進していく。

※給特法  
(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)  
教員の勤務態様の特殊性をふまえて、公立学校の教員について、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額額の4パーセントに相当する教職調整額を支給することを定めた法律。(1971制定)

#### 障がい者差別解消条例を活かそう!

福岡市障がい者差別解消条例が制定して1年9ヵ月、施行(実施)から1年3ヵ月が経過しました。今回の質問により、障がい者110番に寄せられた**差別に関する相談件数**は、2017年度22件、2018年度28件に対し**2019年度は62件**(1月末現在)と急増していることが分かりました。条例によって差別に関する相談体制が強化

されたことも一つの要因だと考えます。しかし、2017年内閣府の調査では、「職場での不利な扱いを受けたと感じている人」が約**50%**いたことから、事業者への取り組みの強化と条例の認知状況や差別に関する経験等の実態調査を求めました。更に、条例に基づく施策を講じるための予算確保と手話言語条例の制定を求めました。

**保健福祉局長** 条例の広報啓発や相談対応を中心として、さらなる施策の充実を図る。

#### 里親を活用したショートステイ

病気や子育て疲れなどで、一時的に子どもを数日間預かる「子どもショートステイ」は、7日以内という短期間の在宅支援策です。**西区では**、NPO法人SOS子どもの村JAPANと西区役所の共同事業として、ショートステイの受け入れを小学校区に少なくとも1世帯を確保する目標を掲げて「校区里親」を実施しており、**ショートステイの受け入れが可能な里親は、現在5世帯**あります。住み慣れた校区で通いなれた学校、保育園に通いながら支援を受けられることは子どもの負担も和らげます。他区はほとんどが児童養護施設での受け入れです。家庭的な環境での養育を保障できる里親によるショートステイの拡充を全区で展開することを求めました。

**こども未来局長** 令和2年度から、NPO法人との共同による受け入れ専用枠を設置する。里親等の活用を進め、ショートステイの受け皿の確保に取り組んでいく。

いけだ  
良子  
事務所

〒819-0043  
福岡市西区野方2丁目13-3  
tel:092-812-3447 fax:092-812-3449  
http://www.ikedayoshiko.com  
nukumori\_anshin06@yahoo.co.jp

